

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【計算期間】 第3特定期間
(自平成21年2月17日 至 平成21年8月14日)

【ファンド名】 高金利通貨オープン

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 信明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 宮崎 洋行

【連絡場所】 ディスクロージャー部

【電話番号】 03-6205-0200

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まず)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（公債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（公債）とは、目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含まず）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（

<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

- イ．新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨を複数選定し、原則として選定した通貨建ての債券へ実質的に投資することにより、安定したインカム収入の確保を目指します。

OECD加盟国、世界（新興国を含む）の債券市場を代表とする債券指数の構成国の通貨の中で市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定し、各通貨への配分を原則均等とすることを基本とします。

- ・ 選定する通貨は、選定時にスタンダード・アンド・プアーズ（S & P）またはムーディーズ（Moody's）のいずれかの格付機関において、自国通貨建長期債務格付けがBB格相当以上の国の通貨を選定対象とします。ただし、BB格相当以上であっても、市場規模、投資規制等の観点から一部の国・通貨を委託会社の判断で除外する場合があります（選定後に、BB格相当未満に格下げされても保有を継続する場合があります。）。
- ・ 選定対象通貨の中から、市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで、相対的に金利水準の高い通貨を選定しますので、自動的に金利の高い通貨を上位から選定するものではありません。
- ・ 選定通貨は、原則として定期的に見直すことを基本とします。
- ・ ファンダメンタルズ、金利水準、流動性およびファンドの資産規模等を勘案し、組入通貨数を8としない場合、また各通貨への投資配分を等分としない場合があります。
- ・ 選定通貨を変更する場合、投資通貨の入替えを行う過程で組入通貨数が8とならない場合があります。

- ロ．投資する債券は、選定した通貨建てのソブリン債（国債、政府機関債、国際機関債等）を中心とします。

ポートフォリオの平均デュレーションは3年以内とします。

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上とします。

- ・ 選定通貨建ての債券等の代替として、流動性の高い通貨（米ドル等）建ての債券に投資するとともに為替予約取引等を活用することで、各通貨へ実質的に配分を行う場合があります。
- ・ 投資した債券への決済等を行うために、米ドル等を実質的に保有する場合があります。

- ハ．実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

- ニ．毎月の決算時に、収益の分配を目指します。

決算日は毎月の14日（休業日の場合は翌営業日）とします。

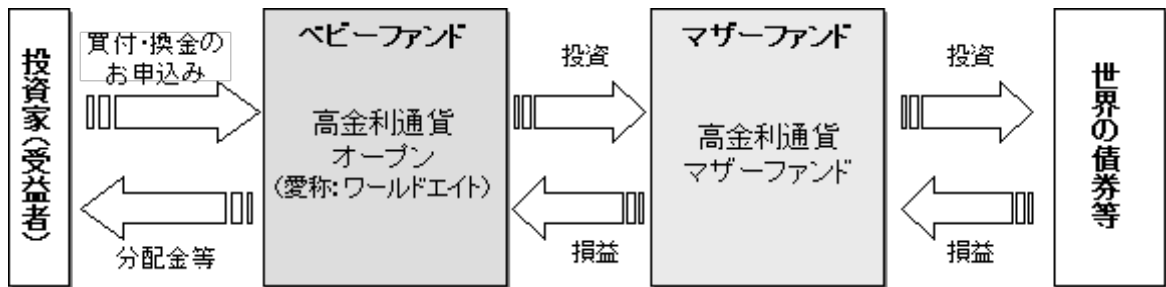
分配対象額が少額な場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

- ホ．運用はファミリーファンド方式で行います。

実質的な運用（通貨の選定、債券への投資）は、高金利通貨マザーファンドで行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（高金利通貨オープン）とし、その資金をマザーファンド（高金利通貨マザーファ

ンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

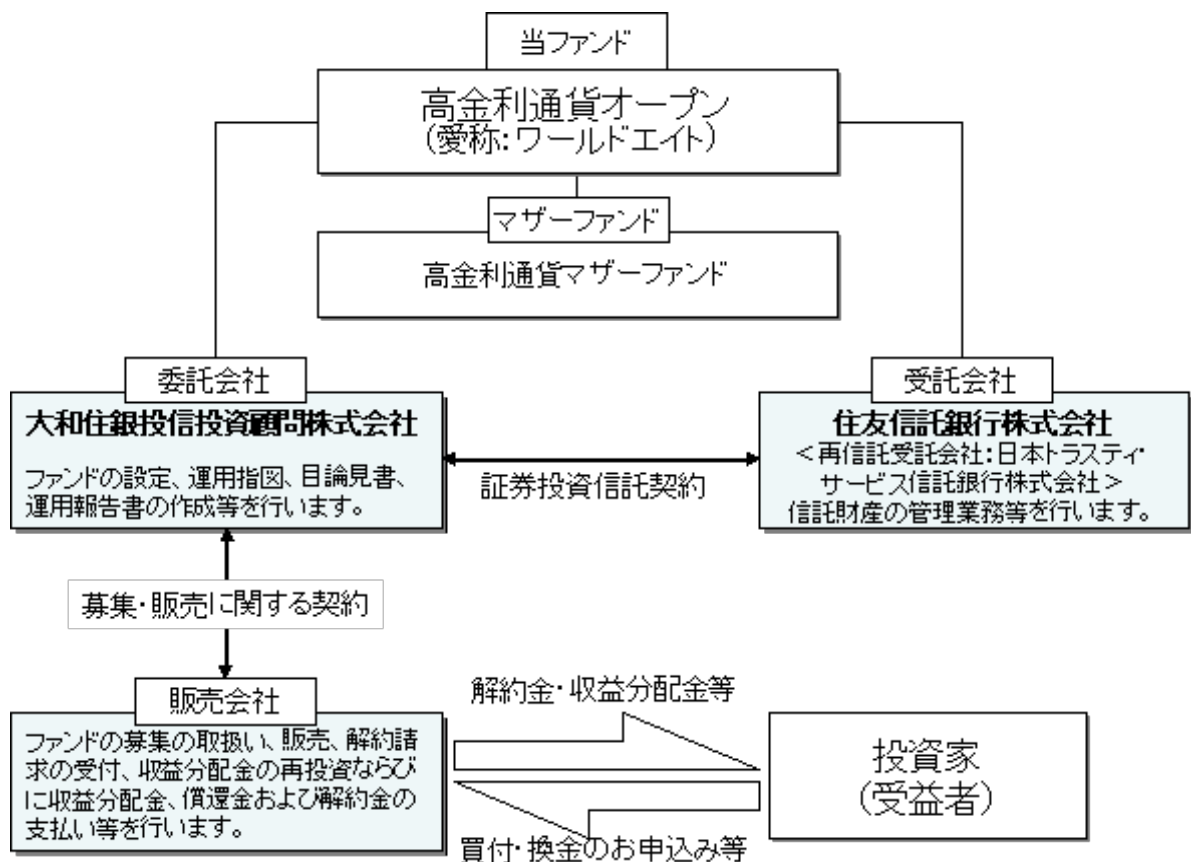


資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況（平成21年11月13日現在）

- ・ 名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 代表取締役社長 大村 信明
- ・ 本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ピー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州 ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

高金利通貨マザーファンドへの投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨を複数選定し、原則として選定した通貨建ての債券へ実質的に投資することにより、安定したインカム収入の確保を目指します。

OECD加盟国、世界（新興国を含む）の債券市場を代表とする債券指数の構成国の通貨の中で市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定し、各通貨への配分を原則均等とすることを基本とします。なお、ファンダメンタルズ、金利水準、流動性及びファンドの資産規模等を勘案し、組入通貨数を8としない場合、また各通貨への投資配分を等分としない場合があります。

選定した通貨建ての債券等の代替として、流動性の高い通貨（米ドル等）建ての債券に投資するとともに為替予約取引等を活用することで、各通貨へ実質的に配分を行う場合があります。

選定通貨は、原則として定期的に見直すことを基本とします。

投資する債券は、選定した通貨建てのソブリン債（国債、政府機関債、国際機関債等）を中心とします。

ポートフォリオの平均デュレーションは3年以内とします。

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上とします。

実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された高金利通貨マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち1から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9の証券および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

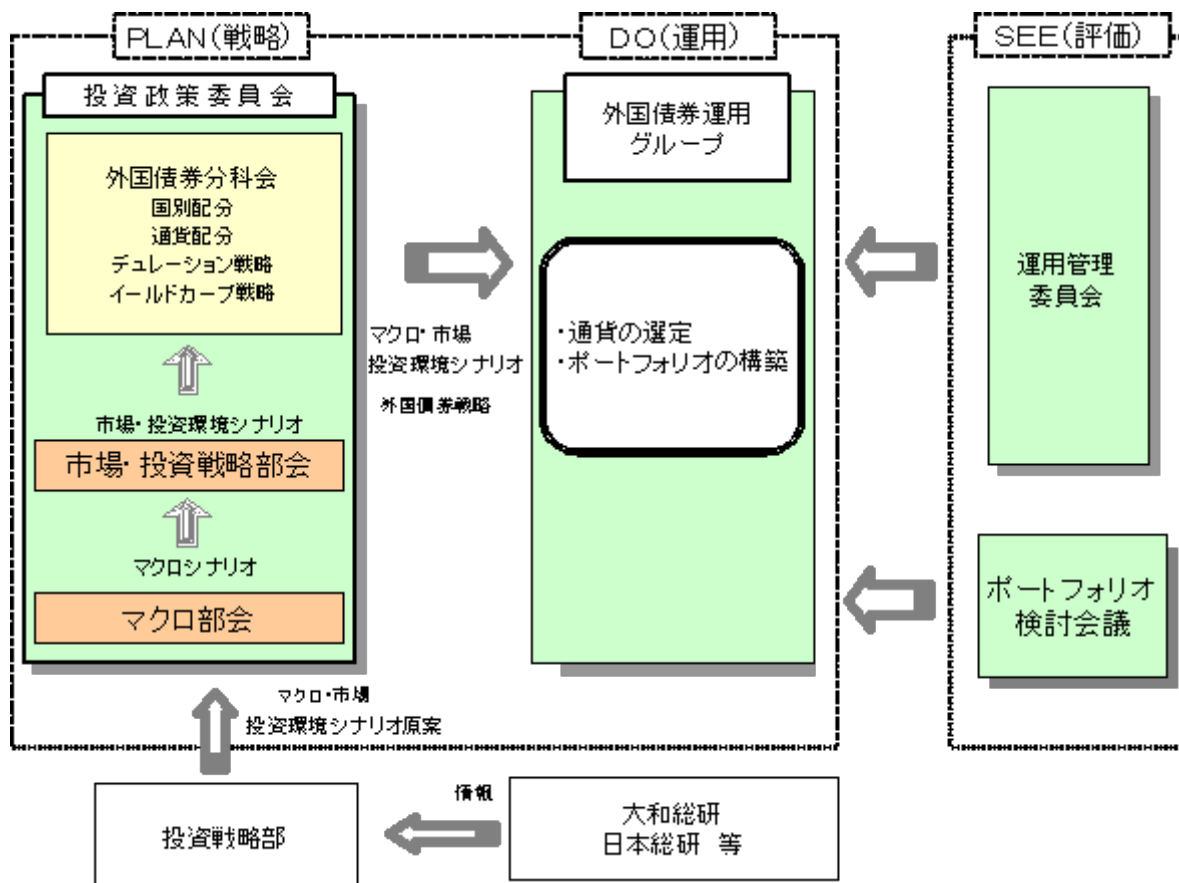
その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



* 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成21年9月末現在で約100名です。

* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクに関する管理体制>」に記載しております。

* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎月の14日、ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含まず。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- ロ． 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ． 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ． 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して 5 営業日までに開始します。

- ロ． 前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ． 上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ． 株式の投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ． 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えらることとなる投資の指図はしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ． 先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品

取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本とし

て定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (ヘ) 為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 直物為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (ロ) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ル．外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヲ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ワ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針

高金利通貨マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

世界の高金利通貨建ての債券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨を複数選定し、原則として選定した通貨建ての債券へ投資することにより、安定したインカム収入の確保を目指します。

OECD加盟国、世界（新興国を含む）の債券市場を代表とする債券指数の構成国の通貨の中で市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定し、各通貨への配分を原則均等とすることを基本とします。なお、ファンダメンタルズ、金利水準、流動性及びファンドの資産規模等を勘案し、組入通貨数を8としない場合、また各通貨への投資配分を等分としない場合があります。

選定した通貨建ての債券等の代替として、流動性の高い通貨（米ドル等）建ての債券に投資するとともに為替予約取引等を活用することで、各通貨へ実質的に配分を行う場合があります。

選定通貨は、原則として定期的に見直すことを基本とします。

ロ．投資する債券は、選定した通貨建てのソブリン債（国債、政府機関債、国際機関債等）を中心とします。

ポートフォリオの平均デュレーションは3年以内とします。

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上とします。

ハ．外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

ニ．資金動向、市況動向等、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
- 八．金銭債権
 - 二．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、「転換社債型新株予約権付社債」）に限りません。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 7．コマーシャル・ペーパー
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち1から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9の証券および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン

- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<当ファンドの主なリスク>

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に係わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

金利の変動に伴う債券価格の変動の度合いは、「デュレーション」で表されます。デュレーションとは、投資資金の平均回収期間（年）のことで、債券のクーポンおよび償還金の現在価値を、受け取るまでの期間に応じて加重平均した値です。一般的にデュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動度合いが大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<主な留意点>

(1)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(2)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(3)法令・税制・会計等の変更可能性について

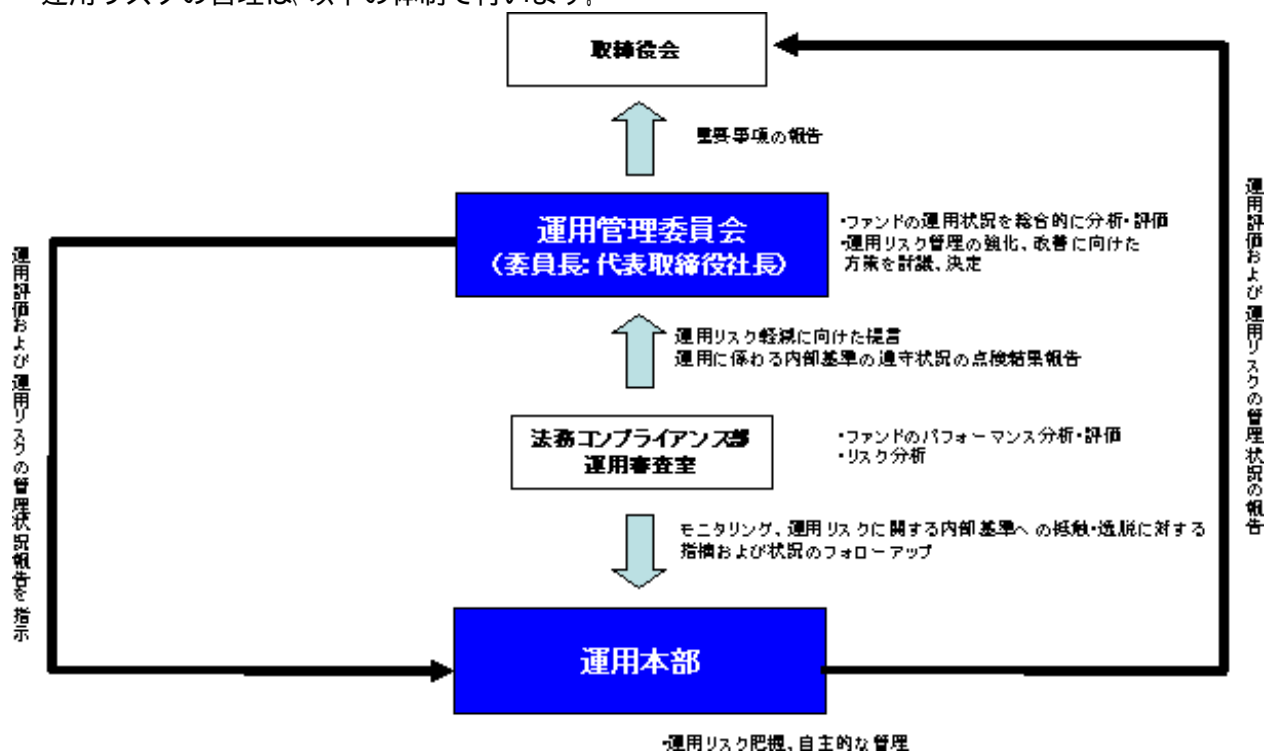
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクに関する管理体制 >

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示すると共に、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視及び約定価格の妥当性を点検します。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金			
お買付け時	申込手数料	お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額 申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。 詳細については、販売会社にお問い合わせください。			
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し	<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）		
			<平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）		
解約時	解約手数料	ありません。			
	信託財産留保額	基準価額に対し0.1%			
	所得税および 地方税	譲渡益 ^(注2) に対し	<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）		
償還時	所得税および 地方税	譲渡益 ^(注2) に対し	<平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）		
			<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）		
			<平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）		
			<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）		

* 上記の税率は個人の受益者の場合であり、法人の受益者の場合の税率は異なります。詳細については、後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

(注1) 申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

(注2) 譲渡益とは、解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。

(注3) 税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用			
毎日	信託報酬 の総額	純資産総額に対し	年率1.092%（税抜1.04%）		
		販売会社毎の 取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社
	信託報酬 の配分	100億円以下の部分	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.042% (税抜0.04%)
		100億円超の部分	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.63% (税抜0.60%)	

(注1) 信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、

事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

(注2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0105%（税抜0.0100%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

(注3) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.092%（税抜1.04%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、原則として、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、各特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

- ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成24年1月1日以降>

- ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

<平成24年1月1日以降>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

・追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年9月末日現在)

高金利通貨オープン

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 (高金利通貨マザーファンド)	日本	89,819,311,409	100.13%
純資産総額		89,703,155,268	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

(平成21年9月末日現在)

高金利通貨マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	オーストラリア	5,328,892,907	5.93%
	デンマーク	907,381,502	1.01%
特殊債券	国際機関	40,300,012,629	44.87%
	ドイツ	27,342,888,419	30.44%
	ノルウェー	5,286,130,821	5.89%
	オランダ	1,923,111,048	2.14%
	フランス	1,819,143,677	2.03%
	スペイン	1,453,308,885	1.62%
	スウェーデン	494,844,717	0.55%
フィンランド	80,066,039	0.09%	
純資産総額		89,819,231,362	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年9月末日現在)

イ．主要銘柄の明細

高金利通貨オープン

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	高金利通貨マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	106,069,097,082	0.8375 88,835,690,593	0.8468 89,819,311,409	- -	100.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

高金利通貨マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	KFW ドイツ	特殊債券 -	48,250,000	6,548.35 3,159,581,552	6,550.30 3,160,524,502	19.2500 2010/07/16	3.52%
2	KFW ドイツ	特殊債券 -	260,500,000,000	0.94 2,448,700,000	1.06 2,761,447,964	10.3000 2011/05/27	3.07%
3	INT BK RECON & DEVELOP 国際機関	特殊債券 -	195,750,000	1,273.77 2,493,411,315	1,278.54 2,502,758,003	11.0000 2011/11/10	2.79%
4	WEST AUST TREAS CORP オーストラリア	地方債証券 -	28,500,000	8,497.86 2,421,890,966	8,582.71 2,446,073,809	8.0000 2013/06/15	2.72%
5	INT BK RECON & DEVELOP 国際機関	特殊債券 -	322,000,000	695.21 2,238,589,622	687.37 2,213,353,457	8.2500 2011/06/24	2.46%
6	INTL FINANCE CORP 国際機関	特殊債券 -	29,900,000	6,915.97 2,067,877,133	7,065.47 2,112,577,204	17.0000 2012/07/17	2.35%
7	KOMMUNALBANKEN AS ノルウェー	特殊債券 -	210,000,000,000	0.94 1,974,000,000	0.99 2,090,466,000	10.1700 2011/05/26	2.33%
8	KOMMUNALBANKEN AS ノルウェー	特殊債券 -	210,000,000,000	0.94 1,974,000,000	0.97 2,047,630,200	9.0000 2011/05/27	2.28%
9	INTER-AMERICAN DEVEL BK 国際機関	特殊債券 -	210,000,000,000	0.94 1,974,000,000	0.96 2,025,126,600	10.0000 2011/05/27	2.25%
10	KFW ドイツ	特殊債券 -	210,000,000,000	0.94 1,974,000,000	0.92 1,949,127,600	9.8000 2012/05/29	2.17%
11	KREDIT FUER WIEDERAUFBAU ドイツ	特殊債券 -	281,970,000	681.70 1,922,210,214	684.54 1,930,203,359	10.0000 2010/06/07	2.15%
12	LANDWIRTSCH. RENTENBANK ドイツ	特殊債券 -	27,000,000	6,477.00 1,748,790,000	6,492.86 1,753,074,535	5.5900 2014/09/23	1.95%
13	INTER-AMERICAN DEVEL BK 国際機関	特殊債券 -	27,000,000	6,344.63 1,713,050,906	6,419.17 1,733,177,722	16.3750 2010/07/09	1.93%
14	LANDWIRTSCH. RENTENBANK ドイツ	特殊債券 -	25,000,000	6,624.36 1,656,092,471	6,699.16 1,674,790,275	7.0000 2017/05/10	1.86%
15	CAISSE D'AMORT DETTE SOC フランス	特殊債券 -	20,000,000	8,460.13 1,692,026,970	8,342.67 1,668,535,344	7.5000 2013/02/28	1.86%
16	EUROPEAN INVESTMENT BANK 国際機関	特殊債券 -	120,000,000	1,250.31 1,500,381,178	1,258.00 1,509,609,600	10.0000 2012/04/15	1.68%
17	WESTERN AUST TREAS CORP オーストラリア	地方債証券 -	16,300,000	8,759.86 1,427,857,920	9,012.65 1,469,062,328	8.0000 2017/07/15	1.64%
18	INSTITUT CREDITO OFICIAL スペイン	特殊債券 -	28,440,000	4,915.77 1,398,047,263	5,110.08 1,453,308,885	10.5000 2011/01/28	1.62%
19	KFW ドイツ	特殊債券 -	27,000,000	5,117.15 1,381,631,391	5,253.16 1,418,355,886	12.0000 2010/11/03	1.58%
20	NORDIC INVESTMENT BANK 国際機関	特殊債券 -	20,000,000	6,986.40 1,393,281,965	6,980.45 1,396,091,442	7.5000 2015/04/15	1.55%
21	EUROPEAN INVESTMENT BANK 国際機関	特殊債券 -	2,840,000,000	48.72 1,383,855,231	48.67 1,382,326,974	8.0000 2010/01/08	1.54%
22	EUROPEAN INVESTMENT BANK 国際機関	特殊債券 -	109,000,000	1,209.97 1,318,876,936	1,191.14 1,298,348,976	8.5000 2014/11/04	1.45%
23	LANDWIRTSCH. RENTENBANK ドイツ	特殊債券 -	2,500,000,000	48.26 1,206,583,050	48.44 1,211,097,270	6.9000 2010/04/25	1.35%
24	INTL FINANCE CORP 国際機関	特殊債券 -	23,380,000	5,154.51 1,205,125,183	5,157.02 1,205,712,351	12.0000 2010/08/04	1.34%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
25	KFW ドイツ	特殊債券 -	17,500,000	6,575.52 1,150,717,281	6,686.88 1,170,204,288	17.5000 2011/01/18	1.30%
26	KFW ドイツ	特殊債券 -	22,565,000	5,077.28 1,145,688,683	5,094.44 1,149,560,792	10.7500 2010/01/28	1.28%
27	EUROFIMA 国際機関	特殊債券 -	16,750,000	7,304.90 1,223,571,723	6,833.42 1,144,599,409	7.1250 2013/05/22	1.27%
28	EUROPEAN INVESTMENT BANK 国際機関	特殊債券 -	2,300,000,000	48.93 1,125,488,713	49.45 1,137,520,338	7.7500 2010/08/10	1.27%
29	LANDWIRTSCH. RENTENBANK ドイツ	特殊債券 -	14,000,000	7,840.64 1,097,690,865	7,887.70 1,104,279,288	6.0000 2014/07/15	1.23%
30	INTER-AMERICAN DEVEL BK 国際機関	特殊債券 -	20,500,000	5,192.85 1,064,535,951	5,041.95 1,033,600,365	11.5000 2010/02/02	1.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

高金利通貨オープン

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.13%
合計	100.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

高金利通貨マザーファンド

種類別	投資比率
特殊債券	87.62%
地方債証券	6.94%
合計	94.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

高金利通貨オープン
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
高金利通貨マザーファンド
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成21年9月末日現在）

高金利通貨オープン
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

高金利通貨マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成21年9月末日現在）

高金利通貨オープン
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
高金利通貨マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

高金利通貨オープン

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成20年2月18日）	100	-	1.0000	-
第1特定期間末 （平成20年8月14日）	108,530	110,737	1.0115	1.0395
平成20年10月末日	84,710	-	0.6666	-
平成20年11月末日	80,959	-	0.6339	-
平成20年12月末日	79,455	-	0.6233	-
平成21年1月末日	74,366	-	0.5823	-
第2特定期間末 （平成21年2月16日）	74,828	80,141	0.5892	0.6312
平成21年2月末日	78,050	-	0.6142	-
平成21年3月末日	79,846	-	0.6316	-
平成21年4月末日	84,249	-	0.6665	-
平成21年5月末日	87,233	-	0.6916	-
平成21年6月末日	88,619	-	0.7030	-
平成21年7月末日	90,127	-	0.7156	-
第3特定期間末 （平成21年8月14日）	91,022	96,329	0.7193	0.7613
平成21年8月末日	88,849	-	0.6971	-
平成21年9月末日	89,703	-	0.6957	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

高金利通貨オープン

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成20年2月18日～平成20年8月14日）	0.0280
第2特定期間（平成20年8月15日～平成21年2月16日）	0.0420
第3特定期間（平成21年2月17日～平成21年8月14日）	0.0420

【収益率の推移】

高金利通貨オープン

期間	収益率
第1 特定期間（平成20年2月18日～平成20年8月14日）	4.0%
第2 特定期間（平成20年8月15日～平成21年2月16日）	37.6%
第3 特定期間（平成21年2月17日～平成21年8月14日）	29.2%

（注）収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年2月18日 信託契約締結
平成20年2月18日 当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその解約を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。

* 信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
-------	------

公社債等	<p>原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ・ 金融商品取引業者等の提示する価額 ・ 価格情報会社の提供する価額 <p>残存期間が1年以内の公社債については、一部減価償却法により評価することができます。</p> <p>外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成20年2月18日）から無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月15日から翌月14日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- ニ．前八．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前八．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前八．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 二．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月15日から平成21年2月16日まで）及び当特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月14日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
高金利通貨オープン
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成21年2月16日現在	当 期 平成21年8月14日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	76,017,471,594	92,059,469,070
未収入金	-	9,387,103
流動資産合計	76,017,471,594	92,068,856,173
資産合計	76,017,471,594	92,068,856,173
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	888,937,873	885,799,184
未払解約金	224,621,153	76,659,602
未払受託者報酬	2,843,249	3,176,818
未払委託者報酬	71,081,236	79,420,421
その他未払費用	1,338,320	1,293,497
流動負債合計	1,188,821,831	1,046,349,522
負債合計	1,188,821,831	1,046,349,522
純資産の部		
元本等		
元本	126,991,124,839	126,542,740,665
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,162,475,076	35,520,234,014
（分配準備積立金）	1,223,214,487	174,242,846
元本等合計	74,828,649,763	91,022,506,651
純資産合計	74,828,649,763	91,022,506,651
負債純資産合計	76,017,471,594	92,068,856,173

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前 期		当 期	
	自 平成20年8月15日 至 平成21年2月16日		自 平成21年2月17日 至 平成21年8月14日	
営業収益				
有価証券売買等損益		47,131,886,072		22,192,577,008
営業収益合計		47,131,886,072		22,192,577,008
営業費用				
受託者報酬		19,195,751		17,443,204
委託者報酬		479,893,793		436,080,207
その他費用		1,338,320		1,293,497
営業費用合計		500,427,864		454,816,908
営業利益又は営業損失（ ）		47,632,313,936		21,737,760,100
経常利益又は経常損失（ ）		47,632,313,936		21,737,760,100
当期純利益又は当期純損失（ ）		47,632,313,936		21,737,760,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		370,364,834		129,733,781
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,232,534,516		52,162,475,076
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,338,122,260		3,336,465,051
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,338,122,260		3,336,465,051
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,158,506,987		2,995,741,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,158,506,987		2,995,741,049
分配金		5,312,675,763		5,306,509,259
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		52,162,475,076		35,520,234,014

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成20年 8月15日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、計算期末が休日のため、平成20年 8月15日から平成21年 2月16日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前計算期末が休日のため、平成21年 2月17日から平成21年 8月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月14日現在
1. 元本状況		
期首元本額	107,298,051,278円	126,991,124,839円
期中追加設定元本額	28,485,340,144円	9,341,996,218円
期中一部解約元本額	8,792,266,583円	9,790,380,392円
2. 受益権の総数	126,991,124,839口	126,542,740,665口
3. 元本の欠損	52,162,475,076円	35,520,234,014円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																
自 平成20年 8月15日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月14日																																
<p>分配金の計算過程</p> <p>第5期計算期間末（平成20年 9月16日）に、信託約款に基づき計算した6,867,305,182円（1万口当たり563.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1852,787,397円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>820,630,420円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>2,973,086,455円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>3,073,588,307円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>6,867,305,182円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(563.69円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>852,787,397円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(70円)</td> </tr> </table> <p>第6期計算期間末（平成20年10月14日）に、信託約款に基づき計算した7,000,359,734円（1万口当たり548.20円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1893,885,118円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>	配当等収益 （費用控除後）	820,630,420円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	2,973,086,455円	分配準備積立金	3,073,588,307円	分配可能額	6,867,305,182円	（1万口当たり分配可能額）	(563.69円)	収益分配金	852,787,397円	（1万口当たり収益分配金）	(70円)	<p>分配金の計算過程</p> <p>第11期計算期間末（平成21年 3月16日）に、信託約款に基づき計算した5,144,357,075円（1万口当たり406.56円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1885,743,538円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>506,168,167円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>3,427,591,438円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>1,210,597,470円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>5,144,357,075円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(406.56円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>885,743,538円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(70円)</td> </tr> </table> <p>第12期計算期間末（平成21年 4月14日）に、信託約款に基づき計算した4,817,286,183円（1万口当たり381.25円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1884,475,948円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>	配当等収益 （費用控除後）	506,168,167円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	3,427,591,438円	分配準備積立金	1,210,597,470円	分配可能額	5,144,357,075円	（1万口当たり分配可能額）	(406.56円)	収益分配金	885,743,538円	（1万口当たり収益分配金）	(70円)
配当等収益 （費用控除後）	820,630,420円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	2,973,086,455円																																
分配準備積立金	3,073,588,307円																																
分配可能額	6,867,305,182円																																
（1万口当たり分配可能額）	(563.69円)																																
収益分配金	852,787,397円																																
（1万口当たり収益分配金）	(70円)																																
配当等収益 （費用控除後）	506,168,167円																																
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																
収益調整金	3,427,591,438円																																
分配準備積立金	1,210,597,470円																																
分配可能額	5,144,357,075円																																
（1万口当たり分配可能額）	(406.56円)																																
収益分配金	885,743,538円																																
（1万口当たり収益分配金）	(70円)																																

配当等収益 （費用控除後）	671,627,755円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,327,532,736円
分配準備積立金	3,001,199,243円
分配可能額	7,000,359,734円
（1万口当たり分配可能額）	(548.20円)
収益分配金	893,885,118円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第7期計算期間末（平成20年11月14日）に、信託約款に基づき計算した6,682,381,316円（1万口当たり525.09円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1890,833,336円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	588,944,616円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,368,665,326円
分配準備積立金	2,724,771,374円
分配可能額	6,682,381,316円
（1万口当たり分配可能額）	(525.09円)
収益分配金	890,833,336円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第8期計算期間末（平成20年12月15日）に、信託約款に基づき計算した6,314,897,927円（1万口当たり495.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1892,619,129円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	508,074,288円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,403,934,482円
分配準備積立金	2,402,889,157円
分配可能額	6,314,897,927円
（1万口当たり分配可能額）	(495.22円)
収益分配金	892,619,129円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第9期計算期間末（平成21年1月14日）に、信託約款に基づき計算した5,922,583,497円（1万口当たり463.94円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1893,612,910円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	490,852,553円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,431,766,228円
分配準備積立金	1,999,964,716円
分配可能額	5,922,583,497円
（1万口当たり分配可能額）	(463.94円)
収益分配金	893,612,910円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第10期計算期間末（平成21年2月16日）に、信託約款に基づき計算した5,541,680,935円（1万口当たり436.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1888,937,873円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	535,688,315円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,429,528,575円
分配準備積立金	1,576,464,045円

配当等収益 （費用控除後）	562,259,067円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,431,598,739円
分配準備積立金	823,428,377円
分配可能額	4,817,286,183円
（1万口当たり分配可能額）	(381.25円)
収益分配金	884,475,948円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第13期計算期間末（平成21年5月14日）に、信託約款に基づき計算した4,431,317,142円（1万口当たり350.67円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1884,561,499円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	495,088,475円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,438,436,243円
分配準備積立金	497,792,424円
分配可能額	4,431,317,142円
（1万口当たり分配可能額）	(350.67円)
収益分配金	884,561,499円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第14期計算期間末（平成21年6月15日）に、信託約款に基づき計算した4,200,906,044円（1万口当たり333.11円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1882,794,871円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	656,050,351円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,438,181,144円
分配準備積立金	106,674,549円
分配可能額	4,200,906,044円
（1万口当たり分配可能額）	(333.11円)
収益分配金	882,794,871円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第15期計算期間末（平成21年7月14日）に、信託約款に基づき計算した3,858,188,380円（1万口当たり305.81円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1883,134,219円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	532,410,978円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	2,573,691,778円
分配準備積立金	752,085,624円
分配可能額	3,858,188,380円
（1万口当たり分配可能額）	(305.81円)
収益分配金	883,134,219円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第16期計算期間末（平成21年8月14日）に、信託約款に基づき計算した3,655,624,980円（1万口当たり288.88円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1885,799,184円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	664,991,623円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	2,595,582,950円
分配準備積立金	395,050,407円

分配可能額	5,541,680,935円	分配可能額	3,655,624,980円
（1万口当たり分配可能額）	(436.38円)	（1万口当たり分配可能額）	(288.88円)
収益分配金	888,937,873円	収益分配金	885,799,184円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)	（1万口当たり収益分配金）	(70円)

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（自 平成20年 8月15日 至 平成21年 2月16日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	76,017,471,594	1,104,527,387
合計	76,017,471,594	1,104,527,387

当期（自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月14日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	92,059,469,070	8,083,333,223
合計	92,059,469,070	8,083,333,223

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前期（自 平成20年 8月15日 至 平成21年 2月16日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月14日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成20年 8月15日 至 平成21年 2月16日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月14日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成21年 2月16日現在	当期 平成21年 8月14日現在
1口当たり純資産額 0.5892円 「1口 = 1円（10,000口 = 5,892円）」	1口当たり純資産額 0.7193円 「1口 = 1円（10,000口 = 7,193円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託	高金利通貨マザーファン ド	-	92,059,469,070	
	受益証券				
	合計（日本）1銘柄		-	92,059,469,070	

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、「高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

高金利通貨マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成21年2月16日現在 金額（円）	平成21年8月14日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,491,037,348	225,650,412
コール・ローン	1,478,816,727	2,417,820,233
国債証券	4,821,910,555	-
地方債証券	-	4,431,496,762
特殊債券	65,115,699,422	82,250,434,998
派生商品評価勘定	-	9,494,769
未収入金	-	1,001,477,576
未収利息	2,684,515,397	2,309,756,122
前払費用	426,718,955	624,849,461
流動資産合計	76,018,698,404	93,270,980,333
資産合計	76,018,698,404	93,270,980,333
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	9,543,885
未払金	-	1,192,763,223
未払解約金	-	9,387,103
流動負債合計	-	1,211,694,211
負債合計	-	1,211,694,211
純資産の部		
元本等		
元本	114,622,243,055	106,365,648,839
剰余金		

剰余金又は欠損金（ ）	38,603,544,651	14,306,362,717
元本等合計	76,018,698,404	92,059,286,122
純資産合計	76,018,698,404	92,059,286,122
負債純資産合計	76,018,698,404	93,270,980,333

[次へ](#)

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月15日	自 平成21年 2月17日
	至 平成21年 2月16日	至 平成21年 8月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、地方債証券及び特殊債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月14日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	102,851,768,076円	114,622,243,055円
期中追加設定元本額	26,986,198,274円	8,000,933,472円
期中一部解約元本額	15,215,723,295円	16,257,527,688円
元本の内訳		
高金利通貨オープン	114,622,243,055円	106,365,648,839円
合計	114,622,243,055円	106,365,648,839円
2. 受益権の総数	114,622,243,055口	106,365,648,839口
3. 元本の欠損	38,603,544,651円	14,306,362,717円

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券
 （平成21年2月16日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間 の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	4,821,910,555	112,897,483
特殊債券	65,115,699,422	1,960,952,107
合計	69,937,609,977	2,073,849,590

「計算期間」とは、「高金利通貨マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年2月18日から平成21年2月16日まで）を指しております。

（平成21年8月14日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間 の損益に 含まれた評価差額（円）
地方債証券	4,431,496,762	8,326,287
特殊債券	82,250,434,998	342,036,008
合計	86,681,931,760	350,362,295

「計算期間」とは、「高金利通貨マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年2月17日から平成21年8月14日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
 取引の状況に関する事項

項目	自平成20年8月15日 至平成21年2月16日	自平成21年2月17日 至平成21年8月14日
1. 取引の内容	当ファンドは為替予約取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、フローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成21年2月16日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	平成21年8月14日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,053,031,748	-	1,046,107,846	6,923,902
	ブラジル・レアル	1,048,249,116	-	1,050,219,000	1,969,884
	売建				
	アメリカ・ドル	1,048,249,116	-	1,040,724,231	7,524,885
	ブラジル・レアル	1,053,031,748	-	1,055,651,731	2,619,983
合計		-	-	4,192,702,808	49,116

評価損益は、「高金利通貨マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応するものです。

(注) 時価の算定方法

A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年8月15日 至 平成21年2月16日)

該当事項はありません。

(自平成21年2月17日 至 平成21年8月14日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成21年2月16日現在	平成21年8月14日現在
1口当たり純資産額 0.6632円 「1口 = 1円(10,000口 = 6,632円)」	1口当たり純資産額 0.8655円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,655円)」

[前](#) [次](#)

(3) 附属明細表
有価証券明細表
<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラ リア・ドル	地方債証券	NSWTC 6 05/01/12	2,850,000.000	2,904,691.500	
	地方債証券	WATC 7 04/15/15	8,700,000.000	9,140,742.000	
	地方債証券	WATC 8 06/15/13	18,900,000.000	20,407,653.000	
	地方債証券	WATC 8 07/15/17	12,000,000.000	13,324,920.000	
	特殊債証券	BNG 5.5 09/22/15	2,450,000.000	2,282,150.500	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	1,370,000.000	1,442,253.800	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	830,000.000	873,774.200	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	925,000.000	973,784.500	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	850,000.000	894,829.000	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	2,620,000.000	2,758,178.800	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	935,000.000	984,311.900	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	2,240,000.000	2,358,137.600	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	330,000.000	347,404.200	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	750,000.000	789,555.000	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	12,900,000.000	13,580,346.000	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	680,000.000	715,863.200	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	1,290,000.000	1,358,034.600	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	1,020,000.000	1,073,794.800	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	1,270,000.000	1,336,979.800	
	特殊債証券	CADES 7.5 02/28/13	1,990,000.000	2,094,952.600	
	特殊債証券	EUROF 5.625 07/29/15	150,000.000	145,402.500	
	特殊債証券	EUROF 6.25 12/28/18	1,650,000.000	1,581,195.000	
	特殊債証券	EUROF 6.25 12/28/18	1,540,000.000	1,475,782.000	
	特殊債証券	IBRD 4.77 09/14/09	180,000.000	180,199.800	
	特殊債証券	IBRD 4.92 02/23/10	423,000.000	425,499.930	
	特殊債証券	IBRD 4.92 02/23/10	400,000.000	402,364.000	
	特殊債証券	IBRD 4.92 02/23/10	250,000.000	251,477.500	
	特殊債証券	IBRD 4.92 02/23/10	295,000.000	296,743.450	
	特殊債証券	IBRD 5.01 02/16/10	200,000.000	201,164.000	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	259,000.000	261,289.560	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	189,000.000	190,670.760	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	138,000.000	139,219.920	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	124,000.000	125,096.160	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	228,000.000	230,015.520	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	690,000.000	696,099.600	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	610,000.000	615,392.400	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	1,000,000.000	1,008,840.000	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	950,000.000	958,398.000	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	2,295,000.000	2,315,287.800	
	特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	124,000.000	125,096.160	
特殊債証券	IBRD 5.34 10/26/10	195,000.000	196,723.800		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	560,000.000	565,695.200		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	530,000.000	535,390.100		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	160,000.000	161,627.200		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	420,000.000	424,271.400		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	5,000.000	5,050.850		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	694,000.000	701,057.980		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	1,308,000.000	1,321,302.360		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	260,000.000	262,644.200		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	400,000.000	404,068.000		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	77,000.000	77,783.090		
特殊債証券	IBRD 5.46 09/28/10	160,000.000	161,627.200		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	2,250,000.000	2,272,702.500		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	150,000.000	151,513.500		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	101,000.000	102,019.090		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	135,000.000	136,362.150		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	180,000.000	181,816.200		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	695,000.000	702,012.550		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	1,300,000.000	1,313,117.000		
特殊債証券	IBRD 5.46 12/21/10	1,000,000.000	1,010,090.000		

	特殊債券	IBRD 5.46 12/21/10	295,000.000	297,976.550	
	特殊債券	IBRD 5.46 12/21/10	230,000.000	232,320.700	
	特殊債券	IBRD 5.46 12/21/10	1,200,000.000	1,212,108.000	
	特殊債券	KBN 5.7 08/17/09	550,000.000	550,000.000	
	特殊債券	KFW 5.5 09/14/09	1,650,000.000	1,652,788.500	
	特殊債券	KFW 5.5 09/14/09	1,800,000.000	1,803,042.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	413,000.000	431,832.800	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	530,000.000	554,168.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	320,000.000	334,592.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	370,000.000	386,872.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	270,000.000	282,312.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	575,000.000	601,220.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	900,000.000	941,040.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	920,000.000	961,952.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	760,000.000	794,656.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	750,000.000	784,200.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	230,000.000	240,488.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	92,000.000	96,195.200	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	1,400,000.000	1,463,840.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	1,790,000.000	1,871,624.000	
	特殊債券	KFW 7.5 08/26/11	680,000.000	711,008.000	
	特殊債券	RENTEN 6 05/30/13	4,850,000.000	4,849,030.000	
	特殊債券	RENTEN 6 07/15/14	14,000,000.000	13,769,280.000	
	小計（オーストラリア・ドル）19銘柄		131,750,000.000	136,777,011.180	
				(11,047,479,193)	
ニュージーランド・ドル	特殊債券	AFDB 7.75 02/28/13	2,060,000.000	2,214,067.400	
	特殊債券	AFDB 7.75 02/28/13	2,830,000.000	3,041,655.700	
	特殊債券	AFDB 7.75 02/28/13	3,840,000.000	4,127,193.600	
	特殊債券	AFDB 7.75 02/28/13	685,000.000	736,231.150	
	特殊債券	AFDB 7.75 02/28/13	2,335,000.000	2,509,634.650	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	260,000.000	271,689.600	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	5,000,000.000	5,224,800.000	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	850,000.000	888,216.000	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	1,340,000.000	1,400,246.400	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	2,800,000.000	2,925,888.000	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	1,170,000.000	1,222,603.200	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	1,270,000.000	1,327,099.200	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	950,000.000	992,712.000	
	特殊債券	BNG 7.75 09/27/10	1,360,000.000	1,421,145.600	
	特殊債券	COE 5.5 06/12/14	10,000,000.000	9,866,000.000	
	特殊債券	COE 7.75 11/15/11	2,380,000.000	2,540,197.800	
	特殊債券	COE 7.75 11/15/11	630,000.000	672,405.300	
	特殊債券	COE 7.75 11/15/11	2,700,000.000	2,881,737.000	
	特殊債券	EIB 6.5 09/10/14	4,890,000.000	5,133,522.000	
	特殊債券	EIB 6.5 09/10/14	3,080,000.000	3,233,384.000	
	特殊債券	EIB 7.25 02/08/10	800,000.000	816,120.000	
	特殊債券	EIB 7.75 07/31/12	3,000,000.000	3,222,900.000	
	特殊債券	EUROF 7.125 05/22/13	2,775,000.000	2,923,601.250	
	特殊債券	EUROF 7.125 05/22/13	8,990,000.000	9,471,414.500	
	特殊債券	EUROF 7.125 05/22/13	3,220,000.000	3,392,431.000	
	特殊債券	IADB 7.25 05/24/12	3,000,000.000	3,196,050.000	
	特殊債券	IADB 7.25 05/24/12	700,000.000	745,745.000	
	特殊債券	KBN 7.25 04/16/10	450,000.000	459,706.500	
	特殊債券	KBN 7.25 04/16/10	1,450,000.000	1,481,276.500	
	特殊債券	KBN 7.25 05/20/10	700,000.000	719,019.000	
	特殊債券	KBN 8 10/19/10	1,070,000.000	1,121,659.600	
	特殊債券	KBN 8 10/19/10	4,200,000.000	4,402,776.000	
	特殊債券	KBN 8 10/19/10	1,370,000.000	1,436,143.600	
特殊債券	KBN 8 10/19/10	1,470,000.000	1,540,971.600		
特殊債券	KBN 8 10/19/10	1,430,000.000	1,499,040.400		
特殊債券	KBN 8 10/19/10	1,320,000.000	1,383,729.600		
特殊債券	KBN 8 10/19/10	780,000.000	817,658.400		
特殊債券	KFW 6.5 11/15/11	750,000.000	779,400.000		

	特殊債券	KFW 7.25 02/22/10	138,000.000	140,070.000	
	特殊債券	KFW 7.25 02/22/10	1,500,000.000	1,522,500.000	
	特殊債券	KFW 7.25 02/22/10	1,632,000.000	1,656,480.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	880,000.000	956,296.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	650,000.000	706,355.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	1,390,000.000	1,510,513.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	5,130,000.000	5,574,771.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	1,910,000.000	2,075,597.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	1,500,000.000	1,630,050.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	1,950,000.000	2,119,065.000	
	特殊債券	KFW 8 12/21/12	1,060,000.000	1,151,902.000	
	特殊債券	NIB 7.5 04/15/15	20,000,000.000	21,451,600.000	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	153,000.000	159,918.660	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,000,000.000	1,045,220.000	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,600,000.000	1,672,352.000	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,580,000.000	1,651,447.600	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	580,000.000	606,227.600	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	975,000.000	1,019,089.500	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	400,000.000	418,088.000	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	192,000.000	200,682.240	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	390,000.000	407,635.800	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	480,000.000	501,705.600	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,140,000.000	1,191,550.800	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,150,000.000	1,202,003.000	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,490,000.000	1,557,377.800	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,520,000.000	1,588,734.400	
	特殊債券	NIB 7.75 09/13/10	1,650,000.000	1,724,613.000	
	特殊債券	RENTEN 7 05/10/17	6,000,000.000	6,119,400.000	
	特殊債券	RENTEN 7 05/10/17	6,600,000.000	6,731,340.000	
	特殊債券	RENTEN 7 05/10/17	10,000,000.000	10,199,000.000	
	小計（ニュージーランド・ドル）18銘柄		162,545,000.000	170,531,656.550 (11,086,262,993)	
新トルコ・ リラ	特殊債券	EIB 15.75 09/27/11	2,400,000.000	2,644,560.000	
	特殊債券	EIB 16 05/21/10	7,100,000.000	7,455,000.000	
	特殊債券	IADB 16.375 07/09/10	13,300,000.000	14,151,200.000	
	特殊債券	IADB 16.375 07/09/10	13,700,000.000	14,576,800.000	
	特殊債券	IBRD 17.625 02/19/10	3,800,000.000	3,938,700.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	1,800,000.000	1,959,930.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	600,000.000	653,310.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	2,200,000.000	2,395,470.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	2,300,000.000	2,504,355.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	2,800,000.000	3,048,780.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	1,100,000.000	1,197,735.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	1,500,000.000	1,633,275.000	
	特殊債券	IBRD 19 07/21/10	1,000,000.000	1,088,850.000	
	特殊債券	IFC 17 07/17/12	24,700,000.000	28,572,960.000	
	特殊債券	IFC 18.25 10/02/09	950,000.000	959,262.500	
	特殊債券	IFC 18.25 10/02/09	2,150,000.000	2,170,962.500	
	特殊債券	IFC 18.25 10/02/09	2,600,000.000	2,625,350.000	
	特殊債券	IFC 18.25 10/02/09	1,180,000.000	1,191,505.000	
	特殊債券	KFW 14.5 03/03/11	1,700,000.000	1,814,580.000	
	特殊債券	KFW 15.5 01/25/10	1,200,000.000	1,232,160.000	
	特殊債券	KFW 15.5 01/25/10	600,000.000	616,080.000	
	特殊債券	KFW 17.5 01/18/11	3,884,000.000	4,283,857.800	
	特殊債券	KFW 17.5 01/18/11	2,730,000.000	3,011,053.500	
	特殊債券	KFW 17.5 01/18/11	3,500,000.000	3,860,325.000	
	特殊債券	KFW 17.5 01/18/11	7,386,000.000	8,146,388.700	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	1,150,000.000	1,255,915.000	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	25,700,000.000	28,066,970.000	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	5,340,000.000	5,831,814.000	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	4,060,000.000	4,433,926.000	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	8,000,000.000	8,736,800.000	
	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	2,000,000.000	2,184,200.000	

	特殊債券	KFW 19.25 07/16/10	2,000,000.000	2,184,200.000	
	小計（新トルコ・リラ）11銘柄		154,430,000.000	168,426,275.000	
				(10,868,547,526)	
メキシコ・ペソ	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	5,000,000.000	5,036,950.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	13,000,000.000	13,096,070.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	2,000,000.000	2,014,780.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	20,000,000.000	20,147,800.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	10,000,000.000	10,073,900.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	15,000,000.000	15,110,850.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	11,000,000.000	11,081,290.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	10,000,000.000	10,073,900.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	10,000,000.000	10,073,900.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	4,000,000.000	4,029,560.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	6,000,000.000	6,044,340.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	3,000,000.000	3,022,170.000	
	特殊債券	BNG 7.5 08/09/10	2,000,000.000	2,014,780.000	
	特殊債券	CADES 7.93 03/20/17	17,550,000.000	15,576,502.500	
	特殊債券	CADES 7.93 03/20/17	7,550,000.000	6,701,002.500	
	特殊債券	EBRD 7.44 12/10/10	4,900,000.000	4,948,608.000	
	特殊債券	EBRD 7.44 12/10/10	250,000.000	252,480.000	
	特殊債券	EBRD 7.44 12/10/10	2,500,000.000	2,524,800.000	
	特殊債券	EBRD 7.44 12/10/10	200,000.000	201,984.000	
	特殊債券	EBRD 7.44 12/10/10	150,000.000	151,488.000	
	特殊債券	EBRD 7.59 01/10/13	6,050,000.000	6,120,603.500	
	特殊債券	EBRD 7.59 01/10/13	50,000.000	50,583.500	
	特殊債券	EBRD 7.62 01/10/13	2,150,000.000	2,177,047.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 01/10/13	2,000,000.000	2,025,160.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	4,500,000.000	4,534,380.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	150,000.000	151,146.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	800,000.000	806,112.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	100,000.000	100,764.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	1,050,000.000	1,058,022.000	
	特殊債券	EBRD 7.62 05/10/10	50,000.000	50,382.000	
	特殊債券	EBRD 7.71 04/10/13	6,600,000.000	6,682,896.000	
	特殊債券	EBRD 7.71 04/10/13	50,000.000	50,628.000	
	特殊債券	EBRD 7.71 04/10/13	150,000.000	151,884.000	
	特殊債券	EBRD 7.71 04/10/13	150,000.000	151,884.000	
	特殊債券	EBRD 7.71 04/10/13	300,000.000	303,768.000	
	特殊債券	EBRD 7.86 09/10/09	7,400,000.000	7,405,402.000	
	特殊債券	EBRD 8.16 09/10/09	4,800,000.000	4,804,368.000	
	特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	26,110,000.000	26,123,055.000	
	特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	16,100,000.000	16,108,050.000	
	特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	17,400,000.000	17,408,700.000	
	特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	19,840,000.000	19,849,920.000	
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	890,000.000	890,445.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	16,500,000.000	16,508,250.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	15,600,000.000	15,607,800.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	4,860,000.000	4,862,430.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	150,000.000	150,075.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	6,600,000.000	6,603,300.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	3,000,000.000	3,001,500.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	5,000,000.000	5,002,500.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	19,300,000.000	19,309,650.000		
特殊債券	EIB 9.25 08/24/09	18,800,000.000	18,809,400.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	14,700,000.000	15,246,840.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	4,200,000.000	4,356,240.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	10,200,000.000	10,579,440.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	18,600,000.000	19,291,920.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	600,000.000	622,320.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	600,000.000	622,320.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	14,425,000.000	14,961,610.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	8,775,000.000	9,101,430.000		
特殊債券	EUROF 10 12/21/10	1,225,000.000	1,270,570.000		

特殊債券	EUROF 10 12/21/10	9,000,000.000	9,334,800.000	
特殊債券	IADB 7.5 03/26/13	7,860,000.000	7,909,753.800	
特殊債券	IADB 7.5 04/26/13	8,690,000.000	8,735,188.000	
特殊債券	IADB 7.5 05/28/13	11,180,000.000	11,274,806.400	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	3,100,000.000	3,145,229.000	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	16,400,000.000	16,639,276.000	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	1,420,000.000	1,440,717.800	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	5,750,000.000	5,833,892.500	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	4,080,000.000	4,139,527.200	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	8,300,000.000	8,421,097.000	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	9,600,000.000	9,740,064.000	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	5,650,000.000	5,732,433.500	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	2,800,000.000	2,840,852.000	
特殊債券	IADB 7.5 09/14/11	28,000,000.000	28,408,520.000	
特殊債券	IADB 7.65 02/26/13	4,550,000.000	4,605,009.500	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	4,000,000.000	4,037,000.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	2,600,000.000	2,624,050.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	6,400,000.000	6,459,200.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	29,700,000.000	29,974,725.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	7,200,000.000	7,266,600.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	3,900,000.000	3,936,075.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	13,650,000.000	13,776,262.500	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	10,400,000.000	10,496,200.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	4,600,000.000	4,642,550.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	13,100,000.000	13,221,175.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	19,100,000.000	19,276,675.000	
特殊債券	IBRD 7.5 04/17/12	26,000,000.000	26,240,500.000	
特殊債券	IBRD 7.71 06/10/13	6,650,000.000	6,719,625.500	
特殊債券	IBRD 7.71 06/10/13	200,000.000	202,094.000	
特殊債券	IBRD 7.71 06/10/13	200,000.000	202,094.000	
特殊債券	IBRD 7.8 05/10/13	8,000,000.000	8,115,920.000	
特殊債券	IBRD 7.8 05/10/13	50,000.000	50,724.500	
特殊債券	IBRD 7.8 05/10/13	150,000.000	152,173.500	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	9,500,000.000	9,810,175.000	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	2,200,000.000	2,271,830.000	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	15,000,000.000	15,489,750.000	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	9,400,000.000	9,706,910.000	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	4,950,000.000	5,111,617.500	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	17,450,000.000	18,019,742.500	
特殊債券	IBRD 8.25 06/24/11	16,370,000.000	16,904,480.500	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	13,595,000.000	14,008,288.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	13,000,000.000	13,395,200.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	3,430,000.000	3,534,272.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	7,450,000.000	7,676,480.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	4,350,000.000	4,482,240.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,000,000.000	2,060,800.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	7,300,000.000	7,521,920.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	5,400,000.000	5,564,160.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	18,800,000.000	19,371,520.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	13,300,000.000	13,704,320.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	11,000,000.000	11,334,400.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	10,000,000.000	10,304,000.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	15,700,000.000	16,177,280.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,450,000.000	2,524,480.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,400,000.000	2,472,960.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,500,000.000	2,576,000.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	5,100,000.000	5,255,040.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	9,500,000.000	9,788,800.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	21,000,000.000	21,638,400.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	10,900,000.000	11,231,360.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	8,350,000.000	8,603,840.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	8,100,000.000	8,346,240.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	9,750,000.000	10,046,400.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,510,000.000	2,586,304.000	

特殊債券	KFW 10 06/07/10	3,500,000.000	3,606,400.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	4,350,000.000	4,482,240.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	12,060,000.000	12,426,624.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	6,600,000.000	6,800,640.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	6,400,000.000	6,594,560.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	13,370,000.000	13,776,448.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	2,600,000.000	2,679,040.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	13,850,000.000	14,271,040.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	3,250,000.000	3,348,800.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	6,500,000.000	6,697,600.000	
特殊債券	KFW 10 06/07/10	1,605,000.000	1,653,792.000	
特殊債券	KFW 8 02/01/11	2,930,000.000	2,961,058.000	
特殊債券	KFW 8 12/15/09	5,600,000.000	5,623,520.000	
特殊債券	KFW 8 12/15/09	2,200,000.000	2,209,240.000	
特殊債券	KFW 8 12/15/09	5,500,000.000	5,523,100.000	
特殊債券	KFW 8 12/15/09	29,160,000.000	29,282,472.000	
特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	1,150,000.000	1,150,632.500	
特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	11,800,000.000	11,806,490.000	
特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	11,000,000.000	11,006,050.000	
特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	23,400,000.000	23,412,870.000	
特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	3,000,000.000	3,001,650.000	

[前](#) [次](#)

	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	12,900,000.000	12,907,095.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	7,100,000.000	7,103,905.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	16,600,000.000	16,609,130.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	6,600,000.000	6,603,630.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	6,400,000.000	6,403,520.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	8,100,000.000	8,104,455.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	17,300,000.000	17,309,515.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	6,300,000.000	6,303,465.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	7,100,000.000	7,103,905.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	6,700,000.000	6,703,685.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	7,700,000.000	7,704,235.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	9,500,000.000	9,505,225.000	
	特殊債券	KFW 9.25 08/26/09	14,000,000.000	14,007,700.000	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	17,500,000.000	17,550,050.000	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	6,420,000.000	6,438,361.200	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	3,930,000.000	3,941,239.800	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	18,580,000.000	18,633,138.800	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	16,500,000.000	16,547,190.000	
	特殊債券	NIB 7.43 10/23/09	3,930,000.000	3,941,239.800	
	特殊債券	RENTEN 8 09/28/10	15,520,000.000	15,714,310.400	
	特殊債券	RENTEN 8.5 02/22/16	29,500,000.000	28,193,150.000	
	特殊債券	RENTEN 8.5 02/22/16	3,489,000.000	3,334,437.300	
	特殊債券	RENTEN 8.5 02/22/16	29,000,000.000	27,715,300.000	
	小計（メキシコ・ペソ）27銘柄		1,429,454,000.000	1,442,896,119.000 (10,691,860,242)	
インドネシア・ルピア	特殊債券	IADB 10 05/27/11	210,000,000,000.000	215,187,000,000.000	
	特殊債券	KBN 10.17 05/26/11	210,000,000,000.000	220,101,000,000.000	
	特殊債券	KBN 9 05/27/11	210,000,000,000.000	215,607,000,000.000	
	特殊債券	KFW 10.3 05/27/11	260,500,000,000.000	284,288,860,000.000	
	特殊債券	KFW 9.8 05/29/12	210,000,000,000.000	208,593,000,000.000	
	小計（インドネシア・ルピア）5銘柄		1,100,500,000,000.000	1,143,776,860,000.000 (11,094,635,542)	
ブラジル・レアル	特殊債券	BNG 11 12/20/12	2,100,000.000	2,180,451.000	
	特殊債券	EIB 11.25 02/14/13	9,825,000.000	10,216,035.000	
	特殊債券	EIB 11.5 06/25/12	2,000,000.000	2,041,000.000	
	特殊債券	EIB 11.5 06/25/12	1,000,000.000	1,020,500.000	
	特殊債券	EIB 11.5 06/25/12	1,500,000.000	1,530,750.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	2,450,000.000	2,501,450.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	500,000.000	510,500.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	600,000.000	612,600.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	300,000.000	306,300.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	800,000.000	816,800.000	
	特殊債券	IADB 10.75 02/07/11	1,100,000.000	1,123,100.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,700,000.000	1,718,870.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,000,000.000	1,011,100.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,700,000.000	1,718,870.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	2,300,000.000	2,325,530.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	900,000.000	909,990.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,000,000.000	1,011,100.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	2,400,000.000	2,426,640.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,100,000.000	1,112,210.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	3,400,000.000	3,437,740.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	400,000.000	404,440.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,400,000.000	1,415,540.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,000,000.000	1,011,100.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	1,900,000.000	1,921,090.000	
	特殊債券	IADB 11.5 02/02/10	300,000.000	303,330.000	
	特殊債券	IBRD 11 06/16/11	1,800,000.000	1,844,100.000	
	特殊債券	IBRD 11 06/16/11	600,000.000	614,700.000	
特殊債券	IBRD 11 06/16/11	2,700,000.000	2,766,150.000		
特殊債券	IBRD 11 06/16/11	3,300,000.000	3,380,850.000		
特殊債券	IBRD 11 06/16/11	3,840,000.000	3,934,080.000		

特殊債券	IBRD 11 06/16/11	1,200,000.000	1,229,400.000		
特殊債券	IBRD 8.75 06/15/12	20,000,000.000	20,040,000.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,770,000.000	2,790,775.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,040,000.000	2,055,300.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,130,000.000	2,145,975.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,340,000.000	2,357,550.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,000,000.000	2,015,000.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,380,000.000	2,397,850.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	1,750,000.000	1,763,125.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	2,000,000.000	2,015,000.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	1,500,000.000	1,511,250.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	530,000.000	533,975.000		
特殊債券	ICO 10.5 01/28/11	9,000,000.000	9,067,500.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	2,960,000.000	3,034,296.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	600,000.000	615,060.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	1,200,000.000	1,230,120.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	920,000.000	943,092.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	5,000,000.000	5,125,500.000		
特殊債券	IFC 12 08/04/10	12,700,000.000	13,018,770.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	2,980,000.000	3,008,459.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	1,000,000.000	1,009,550.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	2,500,000.000	2,523,875.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	1,350,000.000	1,362,892.500		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	365,000.000	368,485.750		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	4,200,000.000	4,240,110.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	1,500,000.000	1,514,325.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	500,000.000	504,775.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	2,200,000.000	2,221,010.000		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	2,570,000.000	2,594,543.500		
特殊債券	KFW 10.75 01/28/10	3,400,000.000	3,432,470.000		
特殊債券	KFW 11 02/09/11	3,200,000.000	3,311,680.000		
特殊債券	KFW 11 02/09/11	3,700,000.000	3,829,130.000		
特殊債券	KFW 11 02/09/11	3,400,000.000	3,518,660.000		
特殊債券	KFW 11 02/09/11	3,300,000.000	3,415,170.000		
特殊債券	KFW 11 02/09/11	1,500,000.000	1,552,350.000		
特殊債券	KFW 11.75 12/15/14	1,600,000.000	1,644,160.000		
特殊債券	KFW 12 05/23/10	2,000,000.000	2,041,820.000		
特殊債券	KFW 12 11/03/10	27,000,000.000	28,059,750.000		
特殊債券	KFW 13.5 01/12/10	190,000.000	193,201.500		
特殊債券	KFW 13.5 01/12/10	4,380,000.000	4,453,803.000		
小計（ブラジル・リアル）15銘柄		200,770,000.000	204,816,674.250 (10,728,297,397)		
南アフリカ・ランド	地方債証券	KOMMUN 11.36 06/18/10	2,620,000.000	2,660,348.000	
	地方債証券	KOMMUN 11.36 06/18/10	4,400,000.000	4,467,760.000	
	地方債証券	KOMMUN 11.36 06/18/10	21,600,000.000	21,932,640.000	
	地方債証券	KOMMUN 11.36 06/18/10	15,000,000.000	15,231,000.000	
	特殊債券	ASIA 10.91 05/19/10	3,450,000.000	3,520,621.500	
	特殊債券	ASIA 10.91 05/19/10	9,250,000.000	9,439,347.500	
	特殊債券	ASIA 10.91 05/19/10	9,650,000.000	9,847,535.500	
	特殊債券	ASIA 11.33 06/11/10	2,400,000.000	2,460,624.000	
	特殊債券	ASIA 11.33 06/11/10	70,000.000	71,768.200	
	特殊債券	ASIA 11.33 06/11/10	20,000,000.000	20,505,200.000	
	特殊債券	ASIA 11.33 06/11/10	8,760,000.000	8,981,277.600	
	特殊債券	BNG 9.75 08/07/12	23,500,000.000	23,688,000.000	
	特殊債券	CADES 6.97 08/28/09	6,400,000.000	6,393,536.000	
	特殊債券	CADES 6.97 08/28/09	770,000.000	769,222.300	
	特殊債券	CADES 6.97 08/28/09	1,740,000.000	1,738,242.600	
	特殊債券	EIB 10 04/15/12	24,595,000.000	25,404,175.500	
	特殊債券	EIB 10 04/15/12	32,555,000.000	33,626,059.500	
	特殊債券	EIB 10 04/15/12	62,850,000.000	64,917,765.000	
	特殊債券	EIB 8 10/21/13	10,000,000.000	9,819,500.000	
	特殊債券	EIB 8 10/21/13	5,000,000.000	4,909,750.000	
特殊債券	EIB 8.5 11/04/14	25,000,000.000	24,620,000.000		

特殊債券	EIB 9 12/21/18	50,000,000.000	49,442,500.000	
特殊債券	EIB 9 12/21/18	15,000,000.000	14,832,750.000	
特殊債券	IADB 7.74 11/10/10	3,375,000.000	3,372,030.000	
特殊債券	IBRD 10.375 03/29/11	23,000,000.000	23,798,100.000	
特殊債券	IBRD 10.5 03/30/11	1,600,000.000	1,656,720.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	11,640,000.000	11,648,148.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	4,380,000.000	4,383,066.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	11,340,000.000	11,347,938.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	1,400,000.000	1,400,980.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	15,200,000.000	15,210,640.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	8,760,000.000	8,766,132.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	8,800,000.000	8,806,160.000	
特殊債券	IBRD 10.75 09/08/09	4,680,000.000	4,683,276.000	
特殊債券	IBRD 11 11/10/11	1,000,000.000	1,054,800.000	
特殊債券	IBRD 11 11/10/11	4,690,000.000	4,947,012.000	
特殊債券	IBRD 11 11/10/11	17,930,000.000	18,912,564.000	
特殊債券	IBRD 11 11/10/11	172,130,000.000	181,562,724.000	
特殊債券	IBRD 11.25 01/31/11	3,700,000.000	3,856,880.000	
特殊債券	IBRD 12 02/10/10	8,050,000.000	8,183,227.500	
特殊債券	IBRD 12 02/10/10	5,400,000.000	5,489,370.000	
特殊債券	IBRD 12 02/10/10	13,220,000.000	13,438,791.000	
特殊債券	IBRD 12 02/10/10	1,800,000.000	1,829,790.000	
特殊債券	IBRD 12 02/10/10	8,000,000.000	8,132,400.000	
特殊債券	IBRD 12.25 11/01/10	11,285,000.000	11,819,909.000	
特殊債券	IBRD 13.375 07/26/10	2,500,000.000	2,616,500.000	
特殊債券	IBRD 9.54 09/10/10	2,200,000.000	2,235,728.000	
特殊債券	IBRD 9.54 09/10/10	3,600,000.000	3,658,464.000	
特殊債券	IFC 10.32 08/26/10	5,060,000.000	5,169,549.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	9,300,000.000	9,583,650.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	4,050,000.000	4,173,525.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	5,420,000.000	5,585,310.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	1,880,000.000	1,937,340.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	2,350,000.000	2,421,675.000	
特殊債券	IFC 12.5 07/09/10	5,000,000.000	5,152,500.000	
特殊債券	IFC 9.24 09/10/09	1,675,000.000	1,676,306.500	
特殊債券	IFC 9.3 06/10/10	400,000.000	404,392.000	
特殊債券	IFC 9.4 08/16/10	2,525,000.000	2,567,420.000	
特殊債券	IFC 9.48 03/10/10	1,250,000.000	1,261,112.500	
特殊債券	IFC 9.48 03/10/10	225,000.000	227,000.250	
特殊債券	IFC 9.54 09/10/10	4,025,000.000	4,090,366.000	
特殊債券	IFC 9.7 09/28/10	2,425,000.000	2,465,570.250	
特殊債券	IFC 9.7 09/28/10	450,000.000	457,528.500	
特殊債券	IFC 9.94 01/25/10	2,400,000.000	2,419,944.000	
特殊債券	KBN 10.7 05/20/10	4,000,000.000	4,056,000.000	
特殊債券	KBN 8.7 08/26/10	4,100,000.000	4,119,147.000	
特殊債券	KBN 8.7 08/26/10	1,000,000.000	1,004,670.000	
特殊債券	KBN 8.7 08/26/10	2,450,000.000	2,461,441.500	
特殊債券	KBN 8.7 08/26/10	2,600,000.000	2,612,142.000	
特殊債券	KBN 8.7 08/26/10	750,000.000	753,502.500	
特殊債券	KBN 9.8 09/28/09	7,040,000.000	7,048,729.600	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	1,500,000.000	1,509,045.000	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	1,880,000.000	1,891,336.400	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	2,260,000.000	2,273,627.800	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	1,550,000.000	1,559,346.500	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	12,060,000.000	12,132,721.800	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	340,000.000	342,050.200	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	6,000,000.000	6,036,180.000	
特殊債券	KFW 8.88 09/21/10	3,940,000.000	3,963,758.200	
特殊債券	KOMINS 10.82 05/20/10	6,220,000.000	6,312,429.200	
特殊債券	NIB 9.65 02/25/10	2,870,000.000	2,893,849.700	
特殊債券	RENTEN 9 10/11/11	40,000,000.000	40,590,000.000	
			873,244,139.100	
	小計（南アフリカ・ランド）35銘柄	853,285,000.000	(10,461,464,787)	

ハンガリー・フォリント	地方債証券	KOMMUN 7.01 06/27/13	400,000,000.000	402,040,000.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	192,000,000.000	193,167,360.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	400,000,000.000	402,432,000.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	83,000,000.000	83,504,640.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	150,600,000.000	151,515,648.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	30,400,000.000	30,584,832.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	130,000,000.000	130,790,400.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	8,000,000.000	8,048,640.000	
	特殊債証券	BNG 6.75 01/28/11	213,600,000.000	214,898,688.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	18,000,000.000	18,089,460.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	137,000,000.000	137,680,890.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	50,000,000.000	50,248,500.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	498,000,000.000	500,475,060.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	268,000,000.000	269,331,960.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	48,000,000.000	48,238,560.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	10,800,000.000	10,853,676.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	27,000,000.000	27,134,190.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	29,400,000.000	29,546,118.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	65,000,000.000	65,323,050.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	112,000,000.000	112,556,640.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	100,000,000.000	100,497,000.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/05/15	213,800,000.000	214,862,586.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/25/12	492,000,000.000	498,961,800.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/25/12	310,000,000.000	314,386,500.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/25/12	108,000,000.000	109,528,200.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 01/25/12	158,000,000.000	160,235,700.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 04/12/10	1,209,400,000.000	1,209,279,060.000	
	特殊債証券	EIB 6.5 04/12/10	290,600,000.000	290,570,940.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	11,800,000.000	11,987,620.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	142,000,000.000	144,257,800.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	948,200,000.000	963,276,380.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	63,000,000.000	64,001,700.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	50,000,000.000	50,795,000.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	60,000,000.000	60,954,000.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	220,200,000.000	223,701,180.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	210,000,000.000	213,339,000.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	233,400,000.000	237,111,060.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	93,400,000.000	94,885,060.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	133,000,000.000	135,114,700.000	
	特殊債証券	EIB 7.75 08/10/10	135,000,000.000	137,146,500.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	479,000,000.000	479,766,400.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	5,000,000.000	5,008,000.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	250,000,000.000	250,400,000.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	48,000,000.000	48,076,800.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	21,000,000.000	21,033,600.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	34,000,000.000	34,054,400.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	231,000,000.000	231,369,600.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	50,000,000.000	50,080,000.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	261,000,000.000	261,417,600.000	
	特殊債証券	EIB 8 01/08/10	275,000,000.000	275,440,000.000	
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	137,000,000.000	137,219,200.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	99,000,000.000	99,158,400.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	62,000,000.000	62,099,200.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	346,000,000.000	346,553,600.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	80,000,000.000	80,128,000.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	127,000,000.000	127,203,200.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	150,000,000.000	150,240,000.000		
特殊債証券	EIB 8 01/08/10	185,000,000.000	185,296,000.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	244,500,000.000	244,438,875.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	243,000,000.000	242,939,250.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	712,000,000.000	711,822,000.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	410,000,000.000	409,897,500.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	51,000,000.000	50,987,250.000		
特殊債証券	IBRD 6.25 10/09/09	192,000,000.000	191,952,000.000		

特殊債券	KFW 6.5 01/24/11	294,000,000.000	296,922,360.000	
特殊債券	KFW 6.5 01/24/11	400,000,000.000	403,976,000.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/01/10	171,000,000.000	169,871,400.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/01/10	21,000,000.000	20,861,400.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/01/10	49,000,000.000	48,676,600.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/01/10	344,000,000.000	341,729,600.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	203,000,000.000	205,791,250.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	92,000,000.000	93,265,000.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	348,000,000.000	352,785,000.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	200,000,000.000	202,750,000.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	38,000,000.000	38,522,500.000	
特殊債券	KFW 6.5 03/30/12	43,000,000.000	43,591,250.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	70,000,000.000	69,801,900.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	52,000,000.000	51,852,840.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	20,000,000.000	19,943,400.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	120,000,000.000	119,660,400.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	92,000,000.000	91,739,640.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	161,000,000.000	160,544,370.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	120,000,000.000	119,660,400.000	
特殊債券	KFW 6.5 12/03/09	283,000,000.000	282,199,110.000	
特殊債券	KOMINS 6 06/29/10	103,000,000.000	102,075,060.000	
特殊債券	KOMINS 6 06/29/10	207,000,000.000	205,141,140.000	
特殊債券	KOMINS 6.2 01/31/11	398,000,000.000	396,384,120.000	
特殊債券	RENTEN 6.9 04/25/10	1,000,000,000.000	993,950,000.000	
特殊債券	RENTEN 6.9 04/25/10	1,000,000,000.000	993,950,000.000	
特殊債券	RENTEN 6.9 04/25/10	500,000,000.000	496,975,000.000	
特殊債券	RENTEN 7.5 05/06/11	1,985,000,000.000	2,016,561,500.000	
小計（ハンガリー・フォリント）16銘柄		21,059,100,000.000	21,157,114,213.000	
			(10,703,384,080)	
合計			86,681,931,760	
			(86,681,931,760)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券	有価証券の合計
		時価比率	金額に対する比率
オーストラリア・ドル	地方債証券 4 銘柄	12.00%	12.74%
	特殊債券 15 銘柄		
ニュージーランド・ドル	特殊債券 18 銘柄	12.04%	12.79%
新トルコ・リラ	特殊債券 11 銘柄	11.81%	12.54%
メキシコ・ペソ	特殊債券 27 銘柄	11.61%	12.33%
インドネシア・ルピア	特殊債券 5 銘柄	12.05%	12.80%
ブラジル・レアル	特殊債券 15 銘柄	11.65%	12.38%
南アフリカ・ランド	地方債証券 1 銘柄	11.36%	12.07%
	特殊債券 34 銘柄		
ハンガリー・フォリント	地方債証券 1 銘柄	11.63%	12.35%
	特殊債券 15 銘柄		

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年9月末日現在)

高金利通貨オープン

資産総額	89,884,067,183	円
負債総額	180,911,915	円
純資産総額（ - ）	89,703,155,268	円
発行済数量	128,938,333,051	口
1単位当り純資産額（ / ）	0.6957	円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>

(平成21年9月末日現在)

高金利通貨マザーファンド

資産総額	90,399,350,297	円
負債総額	580,118,935	円
純資産総額（ - ）	89,819,231,362	円
発行済数量	106,069,097,082	口
1単位当り純資産額（ / ）	0.8468	円

第5【設定及び解約の実績】

高金利通貨オープン		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1 特定期間（平成20年2月18日～平成20年8月14日）	108,259,490,425	961,439,147
第2 特定期間（平成20年8月15日～平成21年2月16日）	28,485,340,144	8,792,266,583
第3 特定期間（平成21年2月17日～平成21年8月14日）	9,341,996,218	9,790,380,392

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

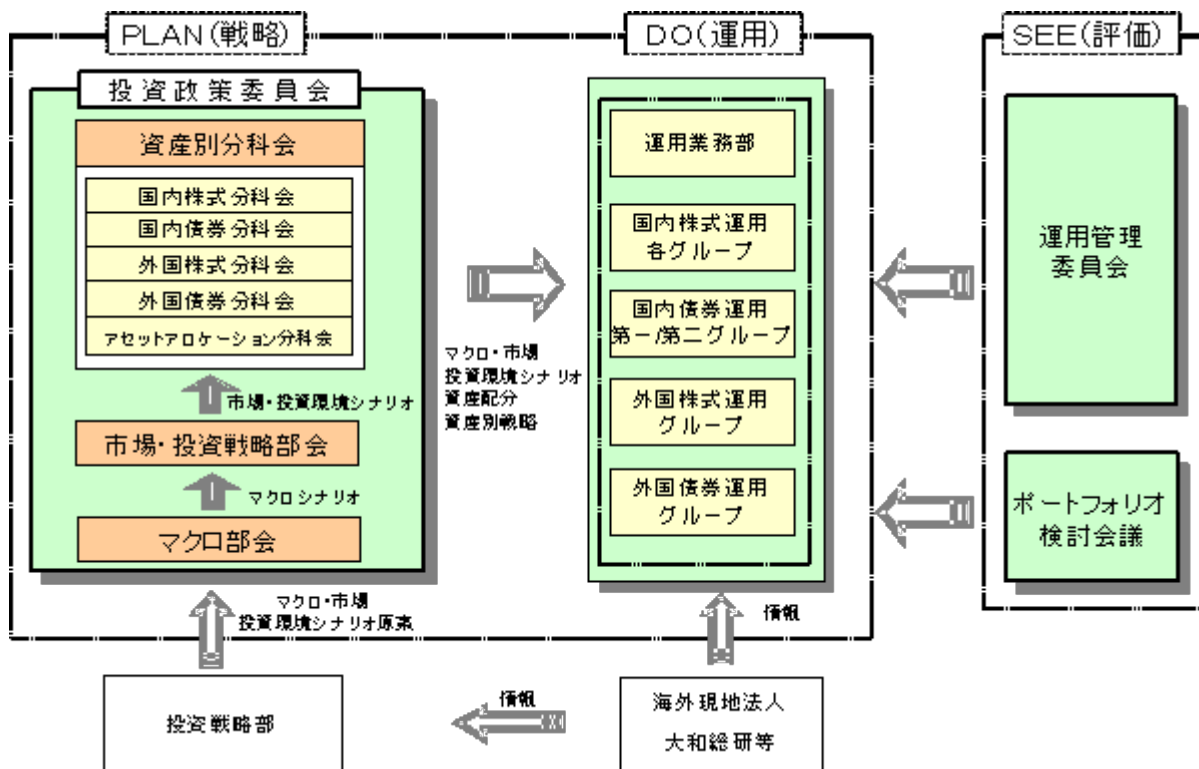
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、134本であり、その純資産総額は、約1,854,631百万円です（なお、親投資信託45本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	19,821百万円
追加型株式投資信託	129	1,827,734百万円
追加型公社債投資信託	1	7,075百万円
合計	134	1,854,631百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表についての監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,891,855	8,926,038
前払費用	113,371	164,321
未収還付法人税等	-	304,359
未収収益	3,633,754	2,200,246
繰延税金資産	515,272	302,927
その他	15,104	96,171
流動資産計	14,169,358	11,994,065
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 488,532	397,192
器具備品	1 158,303	98,818
土地	710	710
建設仮勘定	-	3,911
有形固定資産計	647,545	500,632
無形固定資産		
ソフトウェア	316,333	445,887
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	329,039	458,593
投資その他の資産		
投資有価証券	4,173,446	3,812,850
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	42,615	9,100
長期差入保証金	771,418	742,547
出資金	189,040	161,517
繰延税金資産	383,481	557,369
その他	1,730	1,323
貸倒引当金	70,350	70,350
投資その他の資産計	6,661,158	6,384,132

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
固定資産計	7,637,744	7,343,357
資産合計	21,807,102	19,337,423

（単位：千円）

	第36期 （平成20年3月31日）	第37期 （平成21年3月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金	53,603	73,433
未払費用	1,911,249	1,102,827
未払法人税等	1,674,618	-
前受収益	8,913	8,983
賞与引当金	876,200	604,600
役員賞与引当金	67,900	48,800
その他	18,892	18,721
流動負債計	4,611,378	1,857,365
固定負債		
退職給付引当金	701,833	751,197
役員退職慰労引当金	127,560	133,802
固定負債計	829,393	885,000
負債合計	5,440,771	2,742,365

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計	14,250,683	14,664,255
株主資本合計	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40,620	225,466
評価・換算差額等合計	40,620	225,466
純資産合計	16,366,330	16,595,057
負債純資産合計	21,807,102	19,337,423

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期	第37期
	（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	5,376,238	4,061,953
委託者報酬	20,900,527	15,381,937
その他営業収益	22,800	23,815
営業収益計	26,299,565	19,467,706
営業費用		
支払手数料	12,922,865	7,587,789
広告宣伝費	223,060	139,283
公告費	1,202	1,590
調査費		
調査費	820,589	1,208,212
委託調査費	5,980	1,691,482
委託計算費	117,931	112,690
営業雑経費		
通信費	52,015	27,023
印刷費	333,993	288,628
協会費	18,355	21,841
諸会費	13,550	8,534
その他	5,387	4,503
営業費用計	14,514,934	11,091,578
一般管理費		
給料		
役員報酬	275,374	205,830
給料・手当	2,474,696	2,704,289
賞与	31,325	40,459
退職金	4,113	5,076
福利厚生費	486,478	457,355
交際費	17,337	11,634
旅費交通費	155,950	144,711
租税公課	70,637	57,374
器具・備品費	98,812	-

不動産賃借料 532,824 838,846

	(単位：千円)	
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用	186,719	171,337
固定資産減価償却費	75,468	168,629
賞与引当金繰入額	876,200	604,600
役員退職慰労引当金繰入額	40,330	39,220
役員賞与引当金繰入額	67,900	48,800
海外委託費	367,657	-
諸経費	229,675	282,477
一般管理費計	5,991,500	5,780,642
営業利益	5,793,131	2,595,485
営業外収益		
受取配当金	5,463	354,591
受取利息	21,451	22,205
投資有価証券売却益	41,942	2,288
為替差益	-	9,761
その他	36,449	4,989
営業外収益計	105,306	393,834
営業外費用		
投資有価証券売却損	121,459	677
為替差損	23,822	-
その他	280	4,113
営業外費用計	145,562	4,790
経常利益	5,752,875	2,984,529
特別利益		
投資有価証券売却益	28,500	-
賞与引当金戻入益	-	100,063

特別利益計	28,500	100,063
特別損失		
本社移転損失	284,487	-
その他	10,560	221
特別損失計	295,048	221
税引前当期純利益	5,486,327	3,084,371
法人税、住民税及び事業税	2,493,000	966,000
		(単位：千円)
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
法人税等調整額	126,191	164,798
法人税等合計	2,366,808	1,130,798
当期純利益	3,119,518	1,953,572

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（ 単位：千円 ）

	第36期	第37期
	（ 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 ）	（ 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 ）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期末変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000

（単位：千円）

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
繰越利益剰余金		
前期末残高	10,457,433	12,806,951
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計		
前期末残高	11,901,164	14,250,683
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	14,250,683	14,664,255
株主資本合計		
前期末残高	14,057,433	16,406,951
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	14,348	40,620
当期変動額		
株主資本以外の項目	54,969	184,845
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	54,969	184,845
当期末残高	40,620	225,466
評価・換算差額等合計		
前期末残高	14,348	40,620

当期変動額		
株主資本以外の項目	54,969	184,845
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	54,969	184,845
当期末残高	40,620	225,466
純資産合計		
前期末残高	14,071,782	16,366,330
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
株主資本以外の項目の当期	54,969	184,845
変動額（純額）		
当期変動額合計	2,294,548	228,726
当期末残高	16,366,330	16,595,057

[次へ](#)

重要な会計方針

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価 法（評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、総平均 法により算定）を採用しておりま す。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用し て おります。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左

<p>2.固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。 (追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年</p>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3.引当金の計上基準</p>	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>4.その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>(1) 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、当事業年度より「運用受託報酬」と表示することといたしました。</p> <p>(2) 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、263,400千円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>投資運用業等統一経理基準の一部改正（平成20年3月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(1) 前事業年度のみで助言手数料を営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「委託調査費」として区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含まれる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千円であります。</p> <p>(2) 前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」と「委託調査費」に表示することといたしました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であります。</p> <p>(3) 前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度より「諸経費」の中を含めることといたしました。なお、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円であります。</p> <p>(4) 前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示することといたしました。なお、前事業年度及び当事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)

1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 35,799千円	建物 132,619千円
器具備品 116,068千円	器具備品 184,596千円
	2.保証債務
	被保証者 従業員
	被保証債務の内容 住宅ローン
	金額 31,092千円

(損益計算書関係)

第36期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第37期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	770,000	200	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------	---------------------	-----	-------

平成20年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,540,000	利益 剰余金	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日
----------------------	----------	-----------	-----------	-----	------------	------------

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	962,500	利益 剰余金	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第36期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				第37期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）				1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	4,823	80	4,743	器具備品	4,823	1,045	3,778
合計	4,823	80	4,743	合計	4,823	1,045	3,778
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 889千円				1年以内 926千円			
1年超 3,861千円				1年超 2,934千円			
合計 4,751千円				合計 3,861千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 89千円				支払リース料 1,070千円			
減価償却費相当額 80千円				減価償却費相当額 964千円			
支払利息相当額 16千円				支払利息相当額 181千円			
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				同左			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
支払利息相当額の算定方法							
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。							
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内 2,104千円				1年以内 2,104千円			
1年超 3,714千円				1年超 1,609千円			
合計 5,818千円				合計 3,714千円			

(有価証券関係)

第36期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	35,000	41,194	6,194
	小計	35,000	41,194	6,194
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,850,000	3,775,420	74,580
	小計	3,850,000	3,775,420	74,580
合計		3,885,000	3,816,614	80,774

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	356,832
合計	356,832

第37期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,901,000	3,521,426	379,573
	小計	3,901,000	3,521,426	379,573
合計		3,901,000	3,521,426	379,573

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
77,769	2,288	677

3.時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	291,423
合計	291,423

(デリバティブ取引関係)

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 148,413千円 確定拠出年金掛金 38,306千円 合計 186,719千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 751,197千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 128,898千円 確定拠出年金掛金 42,439千円 合計 171,337千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

（税効果会計関係）

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">118,450</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">355,737</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">26,640</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,253</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,190</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">284,944</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">51,789</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,983</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,372</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の合計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	118,450	賞与引当金	355,737	社会保険料	26,640	未払事業所税	5,253	その他	9,190	(繰延税金資産の小計)	515,272	繰延税金資産の純額	515,272	固定資産		退職給付引当金	284,944	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	51,789	その他有価証券評価差額金	27,764	その他	18,983	(繰延税金資産の小計)	461,372	評価性引当額	77,890	(繰延税金資産の合計)	383,481	繰延税金資産の純額	383,481	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">14,717</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">245,467</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">22,200</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,229</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">15,313</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">304,986</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">54,323</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">154,106</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">43,952</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">635,260</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の合計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	14,717	賞与引当金	245,467	社会保険料	22,200	未払事業所税	5,229	その他	15,313	(繰延税金資産の小計)	302,927	繰延税金資産の純額	302,927	固定資産		退職給付引当金	304,986	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	54,323	その他有価証券評価差額金	154,106	その他	43,952	(繰延税金資産の小計)	635,260	評価性引当額	77,890	(繰延税金資産の合計)	557,369	繰延税金資産の純額	557,369
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	118,450																																																																												
賞与引当金	355,737																																																																												
社会保険料	26,640																																																																												
未払事業所税	5,253																																																																												
その他	9,190																																																																												
(繰延税金資産の小計)	515,272																																																																												
繰延税金資産の純額	515,272																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	284,944																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	37,190																																																																												
役員退職慰労引当金	51,789																																																																												
その他有価証券評価差額金	27,764																																																																												
その他	18,983																																																																												
(繰延税金資産の小計)	461,372																																																																												
評価性引当額	77,890																																																																												
(繰延税金資産の合計)	383,481																																																																												
繰延税金資産の純額	383,481																																																																												
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	14,717																																																																												
賞与引当金	245,467																																																																												
社会保険料	22,200																																																																												
未払事業所税	5,229																																																																												
その他	15,313																																																																												
(繰延税金資産の小計)	302,927																																																																												
繰延税金資産の純額	302,927																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	304,986																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	37,190																																																																												
役員退職慰労引当金	54,323																																																																												
その他有価証券評価差額金	154,106																																																																												
その他	43,952																																																																												
(繰延税金資産の小計)	635,260																																																																												
評価性引当額	77,890																																																																												
(繰延税金資産の合計)	557,369																																																																												
繰延税金資産の純額	557,369																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.5</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">3.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.1</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	評価性引当額の減少	0.2	過年度法人税等	1.5	特定外国子会社等課税所得	3.6	外国税額控除	0.4	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.6</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	過年度法人税等	0.6	特定外国子会社等課税所得	1.6	外国税額控除	1.7	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																								
法定実効税率	40.6%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																												
評価性引当額の減少	0.2																																																																												
過年度法人税等	1.5																																																																												
特定外国子会社等課税所得	3.6																																																																												
外国税額控除	0.4																																																																												
その他	0.3																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1																																																																												
法定実効税率	40.6%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3																																																																												
過年度法人税等	0.6																																																																												
特定外国子会社等課税所得	1.6																																																																												
外国税額控除	1.7																																																																												
その他	0.7																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																																																												

(関連当事者との取引)

第36期（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,447,678	未払費用	486,012
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,942,630	未払費用	341,444

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第37期（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,078,153	未払費用	242,242
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,549,060	未払費用	193,011

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会

計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

（1株当たり情報）

第36期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第37期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 4,251円00銭 1株当たり当期純利益 810円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 4,310円40銭 1株当たり当期純利益 507円42銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第37期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

第36期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第37期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年3月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成21年3月末日現在）
- ・資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年3月末日現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	664,986	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成21年 2 月27日
有価証券届出書	平成21年 5 月15日
有価証券報告書	平成21年 5 月15日
臨時報告書	平成21年 5 月22日

独立監査人の監査報告書

平成21年9月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨オープンの平成21年2月17日から平成21年8月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨オープンの平成21年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨オープンの平成20年8月15日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨オープンの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。